最近、「市民社会」なることばにふれることが多い。しかし、自由で平等な「市民」が主体となる社会において、果たしていまの市民が真に「市民」たり得るのか、“社会的な存在”であることを自覚できているのか、疑わしい。いまの世論の無関心と責任のなさは、私（の世代）でも容易に感じることができる。

「防衛省」の誕生がこれからどのような意味をもつのか、多くの人にとっては瑣末なことなのかもしれない。それよりも、日々の生活に忙しいのだろう。しかし、われわれの代表者が、先にみた4つの論点を軸にこの法案を議論していること、そして野党第一党までもが安易に議論に応じていることは納得できない。この「国」のありかたに危惧感を抱かざるを得ない。

憲法や9条を“自分のもの”として消化することは難しいだろう。私は教壇で「日本国憲法」や「現代人権論」を講じているが、本当の戦争を知らないし、正直なところ、経験に基づいて憲法の“重み”を実感したこともない。しかし、そんな私からみても、手帳やCDや酒によって、憲法を「体感」しなければならない現状は、奇異に映る。

「国」のありかたについての意識形成、ひいては社会的存在であることの自覚がこうした手段によらなければならないこと、そして、こうした現状を疑義なく手放しに報ずるメディアに接すると、わが国はいまだ「市民社会」ではないと思い至る――やや堅苦しすぎるだろうか。むしろ“それもあり”の「ご時世」だ、ととらえるべきなのだろうか。

ここで「市民」ということばを用いるから幻滅するのかもしれない。

われわれが、日本という「国」の政治のありかたを最終的に決定する力を有する者であることは、「主権者」ということばで表現される。憲法は「最高法規」として、「国」のありかたを定め、為政者

の暴走を抑制する装置として機能する。そして、憲法を変える際には、われわれの代表者のみならず、さらに「主権者」であるわれわれ自身の直接の意思表明に拠らなければならない。

政治の季節である ――「主権者」として、為政者ないしはわれわれの代表者の動向を注視してゆきたい。

（ いのうえ・よしお ）

「無茶だから面白い憲法九条」

書評：太田光・中沢新一著

『憲法九条を世界遺産に』集英社新書、2006年8月

別所良美　（人文社会学部）

正直なところ、お笑いコンビ「爆笑問題」の太田光という人物をほとんど知らず、バラエティー番組で見かけたことがあるぐらいでした。その太田が宗教人類学者の中沢新一と一緒に対談集『憲法九条を世界遺産に』を出したことに驚き、興味

をもって読んでみました。

まず感心させられたのは「憲法九条を世界遺産に」という不思議な書名です。これは一面では九条を人類の遺産として高く評価しているようで、他面ではそれを「イリオモテヤマネコ」のような絶滅種、あるいは過去の遺物とみなしているようなアンビヴァレントな響きがあり、むしろそのことによって読者に思考を促しているのです。

太田自身の説明によると、「憲法九条を世界遺産にしよう」という発想は、日本国憲法の成立事情を詳しく知って、「この憲法はちょっとやそっとのことでは起こりえない偶然が重なって生れたのだなと思ったんです。まさに突然変異だ」という感慨から生れたようです。国家が戦争や軍事力保持を放棄するという九条の内容は、現実の国際政治の常識から言えば、まことに非現実的で非常識で非合理なのですが、だからこそこ